

2021年10月14日

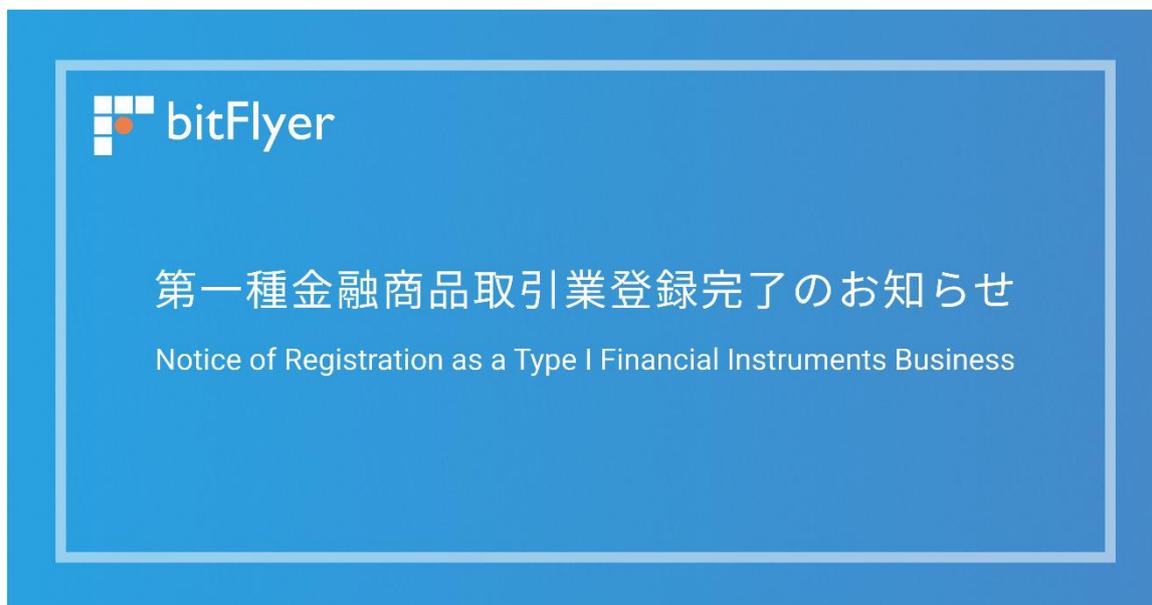
各位

株式会社 bitFlyer

第一種金融商品取引業登録完了のお知らせ

ビットコイン取引量 5年連続国内 No.1* の暗号資産（仮想通貨）取引所を運営する株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：林 邦良、以下「当社」）は、2021年10月14日付で、金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として登録されましたのでお知らせいたします。

本登録完了により、金融商品取引法下の店頭デリバティブ取引である暗号資産証拠金取引サービス（Lightning FX および Lightning Futures）の新規登録を近日中に再開させていただく予定です。詳細につきましては改めてご案内させていただきます。



当社は、2014年1月の創業以来、流動性や暗号資産のラインアップに富んだグローバルな暗号資産取引プラットフォームを各国・地域の法令を遵守した形で構築することを目指してきました。特に、流動性を重要視したサービス展開を進める当社にとって暗号資産証拠金取引サービスは主力事業の1つです。このたび、第一種金融商品取引業者として登録されたことを受け、より多くのお客様に本サービスをご利用いただけるようになりました。

【金融商品取引業登録内容】

登録日	2021年10月14日（木）
金融商品取引業者名	株式会社 bitFlyer
登録番号	関東財務局長（金商）第 3294 号

当社は、暗号資産交換業者および第一種金融商品取引業者として、お客様により一層安心・安全に暗号資産をお取引いただける環境を提供するとともに、暗号資産・ブロックチェーン業界のリーディングカンパニーとして市場の更なる発展に貢献したいと考えています。今後とも、何卒 bitFlyer グループをよろしく願いいたします。

【株式会社 bitFlyer について】

当社は、「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ 2014 年に設立され、兄弟会社である bitFlyer USA, Inc. および bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産取引事業を展開し、現在 250 万人を超えるお客様にご愛顧いただいています。暗号資産交換業者および第一種金融商品取引業者として、サービスの拡大・改善を続け、一人でも多くのお客様にご満足いただける流動性の高い暗号資産取引所を目指しています。

サービスサイト：<https://bitflyer.com>

* Bitcoin 日本語情報サイト調べ。国内暗号資産交換業者における 2016 年 - 2020 年の年間出来高（差金決済/先物取引を含む）。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報担当

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：pr@bitflyer.com